

## 認定医制度規則

### 第1章 総則

第1条 健康医療に関して一般社会から要望が高まっている実情に鑑み、一般社団法人日本健康医療学会（以下「本学会」と言う）は認定医制度を制定する。

第2条 健康医療分野における学際的且つ包括的な医学知識ならびに医療技術が必要となる場合も多くなっており、それらの学識、経験ならびに倫理観が備わった者を判別し、認定する

第3条 本認定医制度は本学会定款第3条に基づき、日本における健康医療の高度な水準の維持と向上を図ることにより、国民に最適な健康医療を提供することを目的とする。

### 第2章 認定医申請者の資格

第4条 認定医の資格を申請する者は、次の1～4項の要件をすべて満たさなければならない。

- 1 日本の医師又は歯科医師免許を有すること。
- 2 本学会正会員であり、健康医療コーディネーターの資格を取得していること。
- 3 本学会の大会に参加していること。
- 4 日本健康医療学会の定める研修ポイントを70点以上取得していること。

### 第3章 認定医の資格申請

第5条 認定医の資格の適否を審査するために認定委員会を設ける。

第6条 認定医の資格を得ようとする者は、本学会の定める申請書類に申請料を添えて学会に申請しなければならない。

### 第4章 認定委員会

第7条 認定委員会は11名以内の委員で構成され、委員は常任理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第8条 認定委員会は委員長、副委員長を各1名おくものとする。

第9条 認定委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 1 資格審査については出席委員の3分の2以上をもって決し、その他の審議については過半数をもって決する。
- 2 認定委員会は必要に応じて年1回以上開催する。

### 第5章 認定医登録

第10条 認定審査に合格した者は所定の登録料を納入し、認定医として登録される。

第11条 登録した者には認定医資格証を交付し、ホームページに氏名を掲載する。

## 第6章 資格の更新

第12条 認定医は5年毎に認定の更新を行わなければならない。

第13条 認定医の資格の更新に当たっては、認定期間である5年間に別に定める条件を満たさなければならない。

## 第7章 資格の喪失

第14条 認定医は次の各項に該当するとき、認定委員会並びに常任理事会の議を経てその資格を失う。

- 1 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2 医師又は歯科医師免許を取り消されたとき。
- 3 本学会会員の資格を失ったとき。
- 4 認定医の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5 理事会が認定医として不適格と認めたとき。

## 第8章 指導医

第15条 認定医の育成に指導的役割を果たす者として指導医をおくことができる。

第16条 指導医に関する規則については別に定める。

## 第9章 補則

第17条 認定委員会の決定に関して異議のある者は、理事長に申し立てを行うことができる。

第18条 この規則の改定については認定委員会の議を経て常任理事会の承認を必要とする。

## 付則

本規則は平成22年7月1日から施行される。